

第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱（案）

（設置）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく三重県動物愛護管理 推進計画の改訂にあたり、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるため、「第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 検討会においては、次に掲げる事項について意見を求めるものとする。

- （1）計画の改訂に関すること
- （2）計画の改訂に関し必要な事項
- （3）その他

（組織）

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから三重県医療保健部長が委嘱する。

- （1）学識経験者
 - （2）関係団体等（獣医師会等）
 - （3）研究機関
 - （4）関係行政機関
- 2 検討会に座長1名を置く。
 - 3 座長は委員の互選により定める。
 - 4 座長が欠席の場合は、座長があらかじめ指名するものがその職務を行う。

（委員）

第4条 委員の任期は、就任の日から令和3年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は、やむをえない理由により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員が異動等により補欠を生じた際には、委員をあらためて委嘱する。なお、後任の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、三重県医療保健部食品安全課において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員の任期は、就任の日から令和3年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員の任期は、就任の日から平成32年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年7月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。</p>